

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 27 年 12 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 14 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 5 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、御報告いたします。

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)			検討結果（又は検討状況） (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要		
1	店頭取扱有価証券の確認書の見直し 【店頭有価証券に関する規則】	○ 同規則 7 条 4 項により、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客からは、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明した上で、顧客の投資判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、確認書を徴求し、その写しを交付することとなっているが、当該確認書の写しを交付することは不要としてはどうか。	→	△ 検討中 関係者へのヒアリング等を通じて、事務局において検討した結果、金融商品取引法令及び本協会規則に基づく他の制度において、有価証券の取引やデリバティブ取引に関する確認書の写しの交付を求める規律は存在しないことや、現行規制において、投資者は店頭取扱有価証券の取引に係るリスク等について契約締結前交付書面等により事後的にも確認することができることなどから、同規則第 7 条第 4 項に規定する、譲渡制限付き店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等による取引に関する確認書の写しの交付義務については、廃止するとの結論に至った。 また、同規則第 8 条第 2 項に規定する、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付義務についても、同様に廃止するとの結論に至った。 これらを実施するため、今後、関係規則の改正を行う予定である。
2	増資状況報告書及び売出状況報告書の廃止 【有価証券の引受け等に関する規則及び同細則】	○ 増資状況報告書等の内容は、適時開示の内容と同一であるため、あえて当該報告書等の様式により提出する必要があるとまでは言えないので、廃止してはどうか。	→	○ 検討済 本協会では、広く一般の皆様へに上場会社が行う資金調達の状況を御理解いただく資料として、「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」を公表しており、調査研究等に

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
			において利用されることもある。 当該統計資料の作成に当たっては、会員より御提出いただいている増資状況報告書等のデータにより、定期的かつ継続して統計資料の作成・公表を行うことができるものである。 そのため、引き続き、各会員の御理解、御協力をお願いしたい。
3	外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し 【外国証券の取引に関する規則】	○ 代行協会員は代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)を協会に提出するとともに、顧客に販売した協会員に送付することが同規則 21 条 1 項及び 3 項において義務付けられている。 しかしながら、EDINET 及び代行協会の HP にて同等の内容を確認できるため、目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)の協会への提出義務を廃止しても、影響は少ないと考えられることから協会への提出義務を廃止してはどうか。	 ○ 検討済 外国証券の取引等に関するワーキング・グループ、公社債分科会及び自主規制会議において検討を行い、「外国証券の取引に関する規則」における代行協会員による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)の本協会への提出義務を廃止する改正を行った。(平成 27 年 11 月 17 日施行)
4	インターネットを利用した株式等売買受注時における本人確認 【犯罪による収益の移転防止に関する法律および同政省令に関する Q&A 等】	○ 「なりすまし」防止の観点から、インターネットを利用した株式等売買受注時における、本人確認のあり方について検討してほしい。	 △ 検討中 【今後の検討スケジュール】 本年度中を目途に結論を得るよう、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討している。

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)			検討結果（又は検討状況） (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要		
5	番号法施行に伴う社内規程モデルの作成について 【個人情報の保護に関する指針等】	○ 番号法を踏まえた社内規程モデルを作成してほしい。		○ 検討済 「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」において検討のうえ、社内規程モデルを作成し、平成 27 年 8 月 25 日付協会員通知を発出。

以 上

全国証券会社の平成 27 年度中間決算概況について

平成 27 年 12 月 15 日
日本証券業協会

1. 全国証券会社（245 社）の中間決算概況【脚注】

平成 27 年度中間期の全国証券会社の決算は、受入手数料の増加などにより、前年同期と比べ、増収増益となった。

概況は以下のとおりである。

- (1) 営業収益は、前年同期比 2,745 億円増（前年同期比 15%増）の 2 兆 1,531 億円であった。

その内訳をみると、受入手数料は、株式売買高が増加したことにより委託手数料が同 770 億円増（同 25%増）の 3,849 億円、また引受け・売出し手数料が 282 億円増（同 37%増）の 1,041 億円、同様にその他の受入手数料が同 1,423 億円増（同 35%増）の 5,533 億円と前年同期を上回ったことなどから、全体として 2,224 億円増（同 22%増）の 1 兆 2,532 億円となった。

また、トレーディング損益は、株券部門が同 12 億円減（同 1%減）の 934 億円であったが、債券部門が同 313 億円増（同 8%増）の 4,421 億円と好調であったことから、同 276 億円増（同 5%増）の 5,743 億円となった。

なお、純営業収益は、営業収益から金融費用 1,879 億円（同 153 億円増、同 9%増）を差し引いた 1 兆 9,650 億円（同 2,591 億円増、同 15%増）となった。

- (2) 販売費・一般管理費は、株式売買高の増加に伴い取引関係費が前年同期比 880 億円増（前年同期比 29%増）の 3,895 億円となったものの、人件費が同 58 億円増（同 1%増）の 5,473 億円にとどまったことなどから、全体として同 1,456 億円増（同 11%増）の 1 兆 4,527 億円となった。

- (3) 以上のことから、経常損益は、前年同期比 1,278 億円増（前年同期比 31%増）の 5,361 億円、当期純損益は、同 812 億円増（同 26%増）の 3,884 億円となった。

【脚注】 平成 27 年 9 月末現在の全国証券会社 250 社のうち、営業を開始していない会社など 5 社を除く 245 社の合算ベース。前年同期（248 社）より 3 社減。
決算数値の集計にあたっては、金商法改正による事業年度規制の見直しに伴い、変則決算会社があることから、以下の①及び②の合計としている。

① 平成 28 年 3 月決算会社 239 社の中間決算（平成 27 年 4 月から 9 月）の合計数値。
② 平成 27 年 12 月決算会社 6 社の中間決算（平成 27 年 1 月から 6 月）の合計数値。

2. 各社の当期損益の状況

決算状況から、全 245 社を当期純損益で利益計上した会社（黒字会社）と損失計上した会社（赤字会社）に区分してみると、205 社が黒字会社（前年同期比 14 社増）で、全体の 84%を占めている。

平成 27 年中間期の状況

		黒字会社		赤字会社	
		社数	割合	社数	割合
全国	245 社のうち	205 社	84%	40 社	16%
国内証券会社	231 社のうち	195 社	84%	36 社	16%
本庁監理会社	51 社のうち	43 社	84%	8 社	16%
財務局監理会社	180 社のうち	152 社	84%	28 社	16%
外国証券会社	14 社のうち	10 社	71%	4 社	29%

（注）「割合」は、各区分の会社数に占める割合。

【参考】

平成 26 年中間期の状況

		黒字会社		赤字会社	
		社数	割合	社数	割合
全国	248 社のうち	191 社	77%	57 社	23%
国内証券会社	232 社のうち	180 社	78%	52 社	22%
本庁監理会社	50 社のうち	40 社	80%	10 社	20%
財務局監理会社	182 社のうち	140 社	77%	42 社	23%
外国証券会社	16 社のうち	11 社	69%	5 社	31%

（注）「割合」は、各区分の会社数に占める割合。

以 上

会員の平成27年度中間決算概況

(平 27. 12. 15)
(単 位 : 百万円)

区分 項目	全 国					国 内 証 券 会 社					外 国 証 券 会 社				
	平27中間期 (A)	平26中間期 (B)	平26通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平27中間期 (A)	平26中間期 (B)	平26通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平27中間期 (A)	平26中間期 (B)	平26通期 (C)	(A) (B)	(A) (C)
会 社 数	社 245	社 248	社 251	% 99%	% 98%	社 231	社 232	社 236	% 100%	% 98%	社 14	社 16	社 15	% 88%	% 93%
営業収益	2,153,121	1,878,615	4,156,310	115%	52%	2,112,793	1,838,452	4,092,934	115%	52%	40,328	40,163	63,375	100%	64%
受入手数料	1,253,267	1,030,867	2,293,904	122%	55%	1,229,001	1,004,488	2,250,582	122%	55%	24,266	26,379	43,322	92%	56%
委託手数料	384,975	307,995	687,992	125%	56%	380,969	304,655	682,018	125%	56%	4,006	3,340	5,973	120%	67%
トレーディング損益	574,339	546,798	1,237,173	105%	46%	573,385	545,746	1,235,184	105%	46%	954	1,052	1,988	91%	48%
金融収益	302,243	279,380	578,365	108%	52%	287,141	266,656	560,304	108%	51%	15,102	12,724	18,061	119%	84%
金融費用	187,967	172,612	349,140	109%	54%	178,306	163,825	334,989	109%	53%	9,661	8,787	14,150	110%	68%
純営業収益	1,965,058	1,705,915	3,807,169	115%	52%	1,934,392	1,674,542	3,757,945	116%	51%	30,666	31,373	49,224	98%	62%
販売費・一般管理費	1,452,713	1,307,048	2,813,136	111%	52%	1,433,375	1,284,926	2,772,444	112%	52%	19,338	22,122	40,692	87%	48%
営業損益	512,292	398,805	994,033	128%	52%	500,970	389,557	985,500	129%	51%	11,322	9,248	8,532	122%	133%
営業外損益	23,885	9,514	25,030	251%	95%	23,811	9,212	24,605	258%	97%	74	302	425	25%	17%
経常損益	536,188	408,344	1,019,063	131%	53%	524,794	398,792	1,010,106	132%	52%	11,394	9,552	8,957	119%	127%
特別損益	23,709	14,614	14,800	162%	160%	23,781	14,644	11,798	162%	202%	▲ 72	▲ 30	3,001	—	—
税引前損益	559,879	422,942	1,033,863	132%	54%	548,556	413,420	1,021,904	133%	54%	11,323	9,522	11,959	119%	95%
法人税等	171,337	115,612	308,974	148%	55%	167,708	113,993	304,617	147%	55%	3,629	1,619	4,356	224%	83%
当期純損益	388,455	307,241	724,889	126%	54%	380,766	299,342	717,286	127%	53%	7,689	7,899	7,603	97%	101%

(注1) 平成27年9月末現在の全国証券会社250社のうち、営業を開始していない会社などの5社を除く。

(注2) 「法人税等」には「法人税等調整額」を含む。

(注3) 決算数値の集計にあたっては、金融商品取引法改正による事業年度規制の見直しに伴い、変則決算会社があることから、以下の①及び②の合計としている。

① 平成28年3月決算(27年4月から9月)会社239社の合計数値。

② 平成27年12月決算(27年1月から6月)会社6社の合計数値。

第11回 アジア証券人フォーラム (ASF) 東京ラウンドテーブルの様式について

11th ASF Tokyo Roundtable

November 30 – December 4, 2015



平成27年12月16日
日本証券業協会

□ 今般、アジア諸国の証券市場の自主規制機関、業界団体、規制当局等から参加者を招き、第11回目となるアジア証券人フォーラム(Asia Securities Forum: ASF) 東京ラウンドテーブルを、去る11月30日(月)から12月4日(金)の日程で開催した。

□ 平成18年3月に開始された本セミナーは、近年のアジア証券市場の発展とも相俟って年々参加者の数が増え、今回はシンガポール証券業協会及びベトナム証券業協会の2団体が初めて参加し、計19の国・地域から21名が出席した。(別紙1参照)

□ この結果、第1回からの本セミナー参加人数は、延べ176名となった。

□ 本協会による新興国等への技術支援の一環。



□ 本研修プログラムでは、協会内講師に加え、大和総研、日本投資者保護基金、日本取引所グループ、金融庁、証券取引等監視委員会、証券保管振替機構、証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)、野村證券、日本総合研究所等の関係者にもご協力をいただき、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する各種講義を行った。(別表参照)



□ また、セミナー参加機関がそれぞれの機関の概要や市場の現状、今後の展望等についてカントリー・プレゼンテーションを行った。参加者の発表後、『アジア証券市場の展望・課題』をテーマとした全体ディスカッションが行われ、各国・地域の証券市場が抱える問題及び将来の様々な課題について活発な意見交換が行われた。

(別表) 第11回ASF東京ラウンドテーブル／プログラム

		プログラム名	組織名
11/30 (月)	1	オリエンテーション、協会の概要	日本証券業協会
	2	日本の証券市場の歴史及び概要	大和総研
	3	自主規制の枠組み・自主規制ルールと最近のトピックス	日本証券業協会
	4	外務員資格制度及び資格試験	日本証券業協会
	5	証券従業員の研修制度	日本証券業協会
12/1 (火)	1	エクイティ市場(市場外取引、クラウドファンディング等)	日本証券業協会
	2	公社債・金融商品市場(債券市場概要、協会規則)	日本証券業協会
	3	証券化商品・デリバティブ市場	日本証券業協会
	4	投資者保護基金	日本投資者保護基金
	5	監査 (協会監査、他機関との監査の分担)	日本証券業協会
	6	処分 (処分の決定方法、規制当局への報告)	日本証券業協会

(別表) 第11回ASF東京ラウンドテーブル／プログラム

		プログラム名	組織名
12/2 (水)	1	東京証券取引所の業務	日本取引所グループ
	2	金融商品取引法の概要	金融庁
	3	証券取引等監視委員会の概要	証券取引等監視委員会
12/3 (木)	1	証券保管振替システムの概要	証券保管振替機構
	2	投資家教育	日本証券業協会
	3	自主規制機関が提供する統計情報	日本証券業協会
	4	紛争処理	FINMAC
	5	大手証券会社のコンプライアンス業務の概要	野村證券
12/4 (金)	1	カントリー・プレゼンテーション	参加者全員
	2	ラウンド・テーブル: アジア証券市場の展望・課題	日本総合研究所(株)
	3	総括	日本証券業協会

第11回 ASF東京ラウンドテーブル参加機関

国・地域	機 関
アジア	アジア証券業金融市場協会 (ASIFMA)
香港	香港証券業協会 (HKSA)
インド	インド証券取引所参加者協会 (ANMI)
インドネシア	インドネシア証券業協会 (APEI)
韓国	韓国金融投資協会 (KOFIA)
マレーシア	マレーシア証券会社協会 (ASCM)
モンゴル	モンゴル証券業協会 (MASD)
フィリピン	フィリピン証券業協会 (PASBDI)
台湾	台湾証券業協会 (CTSA)
タイ	タイ証券業協会 (ASCO)
トルコ	トルコ資本市場協会 (TCMA)
ベトナム	ベトナム証券業協会 (VASB) ○ ベトナム債券市場協会 (VBMA)
カンボジア	カンボジア証券取引委員会 (SECC) *
カザフスタン	カザフスタン国立銀行 (NBK) *
ラオス	ラオス証券委員会 (LSCO) *
ミャンマー	ミャンマー証券取引委員会 (SECM) *
ネパール	ネパール証券委員会 (SEBON) *
パキスタン	パキスタン証券取引委員会 (SECP) *
シンガポール	シンガポール証券業協会 (SAS) ○*
スリランカ	スリランカ証券取引委員会 (SECSL) *

(○印は今回初参加の機関、*印はASFの非正規メンバー)

ASFの概要(1)

会議名	アジア証券人フォーラム Asia Securities Forum (ASF)
設立目的	アジア・オセアニア地域の証券業界の意見・情報交換、同地域の証券市場の発展と経済成長への寄与
設立時期	1995年(本協会の提唱により設立)
メンバー 機関	アジア アジア証券業金融市場協会(ASIFMA) 国際資本市場協会(ICMA) アジア太平洋地域事務所 豪州 豪州金融市場協会(AFMA) 中国 中国証券業協会(SAC) 台湾 台湾証券業協会(CTSA) 香港 香港証券業協会(HKSA) インド インド証券取引所参加者協会(ANMI) ボンベイ証券取引所参加者協会(BBF) インドネシア インドネシア証券業協会(APEI) 日本 日本証券業協会(JSDA) 韓国 韓国金融投資協会(KOFIA) マレーシア マレーシア証券会社協会(ASCM) モンゴル モンゴル証券業協会(MASD) ニュージーランド ニュージーランド金融市場協会(NZFMA) フィリピン フィリピン証券業協会(PASBDI) タイ タイ証券業協会(ASCO) トルコ トルコ資本市場協会(TCMA) ベトナム ベトナム証券業協会(VASB) ベトナム債券市場協会(VBMA)

ASFの概要(2)

年次会合	毎年、各国持ち回りで、3日間(事前会合を含む)にわたって開催。内容は、主催者が基本的なテーマを定め、ホスト国のゲスト・スピーカーによる基本テーマに沿った基調講演、各国報告及び3～4のパネル・ディスカッションから構成される。各パネル・ディスカッションでは、2～3名程度のパネリストがそれぞれのテーマについてプレゼンを行った後、参加者全員で意見交換を行う。 本協会は、3年に1回程度日本で開催する旨第一回会合時に申し出ている。
会議の目的	情報交換・意見交換及びメンバー間のネットワーク強化
事務局	日本証券業協会が常設事務局を務めており、主催者と協力して会議を運営
費用	年会費無し
ASF 東京 ラウンドテーブル	本協会の提唱により、2006年3月から「アジア証券人フォーラム (ASF) セミナー」(後に「ASF東京ラウンドテーブル」に改称)を開催している。 本セミナーでは、アジア諸国における証券市場の発展を支援することを主たる目的として、アジア諸国の証券規制当局、自主規制機関、業界団体等から研修生を招き、我が国の証券規制及び証券市場の枠組みについて、本協会、規制当局、取引所、証券会社等による研修が行われる。